特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	軽自動車税の賦課及び徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、軽自動車税の賦課及び徴収に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	軽自動車税の賦課及び徴収に関する事務では事務の一部を外部業者に委託している。情報の不正使用対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、秘密保持に関し契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

港区長

公表日

令和8年11月11日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税の賦課及び徴収に関する事務
②事務の概要	【概要】 軽自動車税とは、賦課期日（4月1日）現在、当区内に定置場を有する軽自動車等の所有者が支払う税金である。当区窓口、東京運輸支局及び軽自動車検査協会で新規登録された車両情報（所有者情報等を含む）に基づき、賦課決定及び通知を行う。 【内容】 ①当区窓口、東京運輸支局、軽自動車検査協会で新規登録された車両情報（所有者情報等を含む）の登録及び管理。 ※登録する車両により、次のとおり取扱い窓口が異なる。 原動機付自転車及び小型特殊自動車：当区窓口 二輪の小型自動車：東京運輸支局 軽自動車：軽自動車検査協会 ②新規登録車両に対するナンバープレートの交付及び標識交付証明書の発行（原動機付自転車及び小型特殊自動車に限る。）。 ③廃車車両のナンバープレート返却受付及び廃車申告受付書の発行（原動機付自転車及び小型特殊自動車に限る。）。 ④賦課期日（4月1日）時点の車両情報に基づく、納税通知書の発行。 ⑤納税通知書等の電子通知を希望する旨の申請の受付及び管理。 ⑥各種修正申告に基づく、軽自動車税の車両情報修正、賦課更正処理。 ⑦減免申請に基づく、減免可否決定通知書の発行。 ⑧納税義務者等からの交付申請に基づく、納税証明書の発行。 ⑨地方税外部連携システムの団体間回送機能等の利用による、他自治体との情報連携及び必要情報の送受信。 ⑩他自治体などの関係機関への照会及び当区に対する照会への回答。 ⑪過誤納が発生した際の還付処理。
③システムの名称	1税務システム　2通知IFS　3地方税外部連携システム

2. 特定個人情報ファイル名
1軽自動車税ファイル　2団体間回送ファイル等

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項　別表第24項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）第16条 3　地方税法第七百四十七条の五の二

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会の根拠） 1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第19条第8号 2　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	産業・地域振興支援部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒105-8511　東京都港区芝公園1-5-25　港区　産業・地域振興支援部税務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	産業・地域振興支援部税務課　3578-2586
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年10月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年10月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[　基礎項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認を行っているため。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　特に力を入れて行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	委託先とのデータ送受信は地方公共団体情報システム機構に登録されたLGWAN回線を使用しており、セキュリティ面に配慮した十分な体制が構築されているため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ関連情報　5.評価実施期間における担当部署　②所属長	税務課長　白井　隆司	税務課長　吉田　宗史	事後	人事異動に伴う変更
平成29年5月22日	Ⅰ関連情報4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年12月12日内閣府、 総務省令第7号）第20条	2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年12月12日内閣府、 総務省令第7号）第20条第6号	事前	根拠法令の号を記載
平成29年5月22日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成27年3月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	しきい値を再確認したため
平成30年4月1日	Ⅰ関連情報　5.評価実施期間における担当部署　②所属長	税務課長　吉田　宗史	税務課長　重富　敦	事後	人事異動に伴う変更
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	平成31年1月版様式2に変更			事後	様式変更のため
平成31年4月1日	Ⅰ関連情報　5.評価実施機関における担当部署　②所属長	税務課長　重富　敦	税務課長	事後	氏名記載不要となったため
平成31年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策　　全項目を新規記載			事後	様式変更のため
令和2年4月1日	表紙　評価書名	軽自動車税の賦課及び徴収に関する事務	軽自動車税（種別割）の賦課及び徴収に関する事務	事後	法改正のため
令和2年4月1日	Ⅰ関連情報　1名称変更	軽自動車税	軽自動車税（種別割）		
令和2年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和2年4月1日	Ⅰ関連情報4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年12月12日内閣府、 総務省令第7号）第20条第6号	2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年12月12日内閣府、 総務省令第7号）第20条第7号	事後	根拠法令の号変更
令和3年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和3年6月30日	Ⅰ関連情報　4情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	（情報照会の根拠） 1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第19条第7号　別表第二第27項	（情報照会の根拠） 1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第19条第8号　別表第二第27項	事前	番号法改正のため
令和3年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数　2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和5年6月21日	Ⅰ関連情報　1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	記載なし	⑨過誤納が発生した際の還付処理。	事後	公金受取口座登録制度の開始による修正。
令和5年6月21日	Ⅰ関連情報　4情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号）第20条第6号	2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号）第20条	事後	公金受取口座登録制度の開始による修正。
令和5年6月21日	Ⅱ　しきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和6年6月21日	Ⅱ　しきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和8年3月18日	Ⅱ　しきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和8年3月18日	Ⅳ リスク対策　8.人手を介在させる事業を新規記載			事後	様式変更のため
令和8年3月18日	Ⅳ リスク対策　11.最も優先度が高いと考えられる対策を新規記載			事後	様式変更のため
令和8年3月18日	Ⅰ関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項　別表第一第16項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）第16条	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項　別表第24項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）第16条	事後	番号法改正のため
令和8年3月18日	Ⅰ関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	（情報照会の根拠） 1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第19条第8号　別表第二第27項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号）第20条	（情報照会の根拠） 1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第19条第8号 2　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	番号法改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年6月19日	Ⅱ　しきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和8年6月19日	表紙　評価書名	軽自動車税（種別割）の賦課及び徴収に関する事務	軽自動車税の賦課及び徴収に関する事務	事後	法改正のため
令和8年6月19日	表紙　個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	港区は、軽自動車税（種別割）の賦課及び徴収に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	港区は、軽自動車税の賦課及び徴収に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	法改正のため
令和8年6月19日	Ⅰ関連情報　1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事務の名称	軽自動車税（種別割）の賦課及び徴収に関する事務	軽自動車税の賦課及び徴収に関する事務	事後	法改正のため
令和8年6月19日	Ⅰ関連情報　1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	【内容】 ①当区窓口、東京運輸支局、軽自動車検査協会で新規登録された車両情報（所有者情報等を含む）の登録及び管理。 ※登録する車両により、次のとおり取扱い窓口が異なる。 原動機付自転車及び小型特殊自動車：当区窓口 二輪の小型自動車：東京運輸支局 軽自動車：軽自動車検査協会 ②新規登録車両に対するナンバープレートの交付及び標識交付証明書の発行（原動機付自転車及び小型特殊自動車に限る。）。 ③廃車車両のナンバープレート返却受付及び廃車申告受付書の発行（原動機付自転車及び小型特殊自動車に限る。）。 ④賦課期日（4月1日）時点の車両情報に基づく、納税通知書の発行。 ⑤各種修正申告に基づく、軽自動車税の車両情報修正、賦課更正処理。 ⑥減免申請に基づく、減免可否決定通知書の発行。 ⑦納税義務者等からの交付申請に基づく、納税証明書の発行。 ⑧他自治体などの関係機関への照会及び当区に対する照会への回答。 ⑨過誤納が発生した際の還付処理。	【内容】 ①当区窓口、東京運輸支局、軽自動車検査協会で新規登録された車両情報（所有者情報等を含む）の登録及び管理。 ※登録する車両により、次のとおり取扱い窓口が異なる。 原動機付自転車及び小型特殊自動車：当区窓口 二輪の小型自動車：東京運輸支局 軽自動車：軽自動車検査協会 ②新規登録車両に対するナンバープレートの交付及び標識交付証明書の発行（原動機付自転車及び小型特殊自動車に限る。）。 ③廃車車両のナンバープレート返却受付及び廃車申告受付書の発行（原動機付自転車及び小型特殊自動車に限る。）。 ④賦課期日（4月1日）時点の車両情報に基づく、納税通知書の発行。 ⑤納税通知書等の電子通知を希望する旨の申請の受付及び管理。 ⑥各種修正申告に基づく、軽自動車税の車両情報修正、賦課更正処理。 ⑦減免申請に基づく、減免可否決定通知書の発行。 ⑧納税義務者等からの交付申請に基づく、納税証明書の発行。 ⑨地方税外部連携システムの団体間回送機能等の利用による、他自治体との情報連携及び必要情報の送受信。 ⑩他自治体などの関係機関への照会及び当区に対する照会への回答。 ⑪過誤納が発生した際の還付処理。	事前	納税通知書等の電子通知希望申請、外部連携システムによる団体間回送機能開始のため
令和8年6月19日	Ⅰ関連情報　1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1税務システム　2システム共通基盤　3中間サーバー	1税務システム　2システム共通基盤　3中間サーバー　4通知IFS　5地方税外部連携システム	事前	納税通知書等の電子通知希望申請、外部連携システムによる団体間回送機能開始のため
令和8年6月19日	Ⅰ関連情報　2.特定個人情報ファイル名	軽自動車税ファイル	1軽自動車税ファイル　2団体間回送ファイル等	事前	外部連携システムによる団体間回送機能開始のため
令和8年6月19日	Ⅰ関連情報　3..個人番号の利用　法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項　別表第24項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）第16条	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項　別表第24項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）第16条 3　地方税法第七百四十七条の五の二	事前	納税通知書等の電子通知希望申請制度開始のため
令和8年11月11日	Ⅰ関連情報　1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1税務システム　2システム共通基盤　3中間サーバー　4通知IFS　5地方税外部連携システム	1税務システム　2通知IFS　3地方税外部連携システム	事前	システム標準化による見直し
令和8年11月11日	Ⅱ　しきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和8年4月1日時点	令和8年10月1日時点	事後	しきい値を再確認したため